

単位累積加算制度の活用促進による社会人の学び直しの更なる推進に向けて

1. 概要

- リカレント教育に対する社会的ニーズの高まり等を踏まえ、大学に学生として在籍することなく、単位修得の積み重ねによって学位取得を可能にする制度（以下「単位累積加算制度」という。）の活用促進方策についても検討する必要がある。

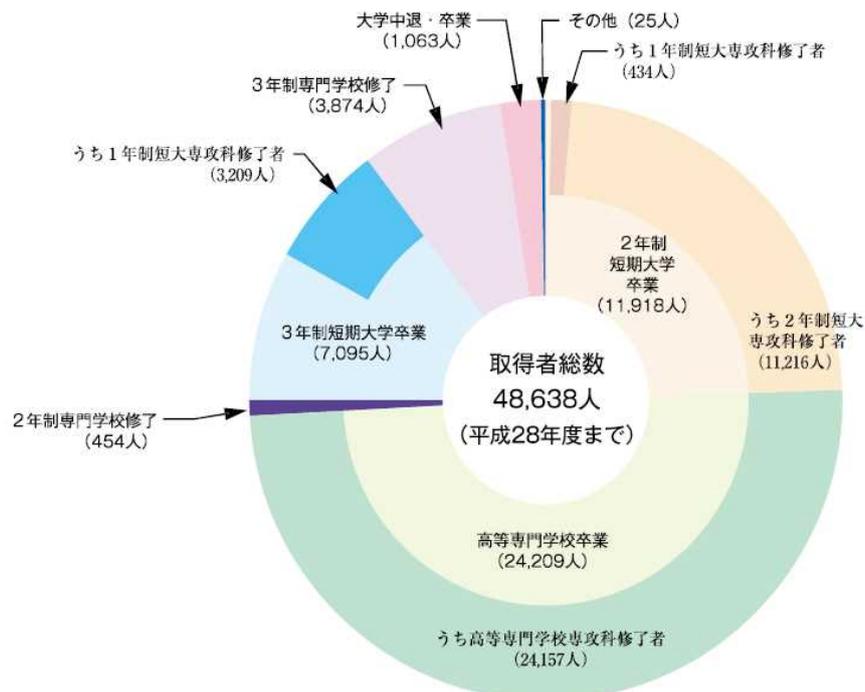
2. 単位累積加算制度について

- 複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学位を授与する制度。我が国では、平成3年以降の学校教育法及び学位規則の改正により、短期大学や高等専門学校、一定の要件を満たした専門学校等を卒業した者又は大学に2年以上在籍した者が、大学の科目等履修生などとして随時単位を修得し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める要件を満たした場合には、同機構から学士の学位が授与される制度として創設。
- 学位規則において、基礎資格を有する者の要件を以下のとおり規定。
 - a)大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
 - b)短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - c)一定の要件（大学への編入学が可能）を満たした専門学校を修了した者
 - d)一定の要件（大学への編入学が可能）を満たした高等学校等の専攻科を修了した者
 - e)外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - f)その他文部科学大臣が別に定める者（旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者）
- 基礎資格を有する者が新たに修得すべき単位については、以下のとおり。
 - ①基礎資格の大学に在学した期間及び修得単位を含めて、通算4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上を修得すること（aの場合）
 - ②2年以上にわたって以下の単位を62単位以上修得すること（b～fの場合）
 - ・大学の学生として修得した単位
 - ・大学院の学生として修得した単位

- ・ 大学の科目等履修生として修得した単位
 - ・ 短期大学の専攻科又は高等専門学校専攻科のうち機構が認定した専攻科の単位
 - ・ 大学専攻科の単位
- ③専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること
- ④専攻に係る単位数は、①により修得する単位数のうち専攻に係るものと、基礎資格を得た学校において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62 単位以上となるよう修得すること
- 学位授与の審査については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の学位審査会において、修得単位及び学修成果についての審査と小論文又は面接による試験により行う。

3. 現状と課題

- 単位累積加算制度を活用した学士の学位授与数は、平成28年度までの通算で48,638人であり、うち約90%を短期大学及び高等専門学校の卒業者が占め、大学中退・卒業者は約2%の1,063人とどまっている。また、3年制の短期大学や専門学校を卒業した者が主に大学の科目等履修生等として単位を修得後、学士の学位を取得した者は約16%の7,760人となっている。



大学改革支援・学位授与機構による単位累積加算制度による学士の学位授与数（平成28年度までの通算）

4. 検討の方向性

- 高等教育機関間の連携の状況も見ながら、履修証明プログラムの受講歴等、さらに多様な学修成果の積み上げにより、学士の学位を授与することも考えられないか。
- 例えば、卒業ができなかった学生に対し、大学での学修のまとまりを評価する仕組みなどを通じ、単位の修得の積み重ねがしやすくなる方法は考えられないか。
- このほか、特に社会人の学び直しニーズに対応するため、単位累積加算制度の更なる活用に向けて、どのような取組が考えられるか。

5. 関連する政府方針等

今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理

(平成 29 年 12 月 28 日中央教育審議会大学分科会将来構想部会決定)

【社会人が学びやすい環境の整備】

- 社会人が学びやすくなるよう、受講に伴う経済的負担のさらなる軽減方策について、関係省庁とも連携し、検討を行うとともに、より短期の実践的・専門的なプログラムの認定制度の創設に向けて、履修証明制度について、総授業時間数 120 時間以上という現行規定の見直しを検討すべきである。

また、社会人の多様な学修形態に対応できるよう、単位累積加算制度について検討してはどうか。

6. 関連法令

○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第百四条 （略）

2～6 （略）

7 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

8 （略）

○学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第六条 法第 104 条第 4 項の規定による同項第 1 号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に 2 年以上在学し 62 単位以上を修得した者

二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第 58 条の 2（法第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

三 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの

四 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第 104 条第 4 項の規定による同項第 2 号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

○学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年独立行政法人大学改革支援・学位授与機構規則第28号）

（単位の修得方法等）

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

- 一 2年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものであるものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。）を卒業した者並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550単位時間以上若しくは課程の修了に必要な総単位数が93単位以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあっては、1年以上にわたって、31単位以上を修得すること。
 - 二 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。
 - 三 前号の専攻に係る単位数は、第1号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。
- 2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によることが適当でないと機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

（学士の学位授与の申請）

第4条 第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料32,000円を添え、4月又は10月の機構が別に定める期間に機構長に申請するものとする。

- 一 第2条各号の一に該当する者である旨の学（校）長の発行する証明書
 - 二 単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書
 - 三 学修成果
- 2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。
- 3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

（審査の付託）

第5条 前条の規定により学士の学位授与の申請があったときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

第6条 前条の規定により審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。

3 専門委員会は、第1項の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。

4 学位審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の学位審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式により学位記を授与し、学士の学位を授与しない者にはその旨を通知するものとする。